

海外ホットライン

次の国（地域）にご滞在中は、下記の電話番号へおかけください。海外ホットラインに直接つながり、通話料は無料です。

ご滞在先	電話番号	ご滞在先	電話番号
北アメリカ・中南米・太平洋諸島から（トールフリーダイヤル）			
アメリカ本土・ハワイ	1-833-950-0893	コロンビア	01-8009-812123
カナダ	1-833-907-6700	ブラジル	0800-761-0212
アルゼンチン	0800-777-0085	ペルー	0800-53-280
メキシコ	01-800-123-3308		
アジアから（トールフリーダイヤル ※一部ダイヤル直通）			
中国	4001-203739	インドネシア	007803-81-1-0038
香港	800-90-0356	タイ	1800-011-212
台湾	00801-81-2770	フィリピン	1-800-1-8110336
韓国	00798-81-1-0831	ベトナム	120-81-045
シンガポール	800-8110-824		
オセアニアから（トールフリーダイヤル）			
オーストラリア	1-800-718-264	ニュージーランド	0800-64-0363
ヨーロッパ・中近東・アフリカ・ロシアから（トールフリーダイヤル）			
アラブ首長国連邦	800-081-0-0144	チエコ	800-143-106
イギリス	0808-23-44567	デンマーク	8025-4536
イスラエル	1-80-946-5201	ドイツ	0800-1-80-2112
イタリア	800-7-83839	ハンガリー	06-800-21617
オーストリア	0800-298828	フランス・モナコ	0800-90-6165
ギリシャ	00-800-8113-0137	ベルギー	0800-1-2552
スイス	0800-89-5138	ポーランド	00-800-811-1219
スウェーデン	020-790-250	ポルトガル	800-8-81-040
スペイン	9009681-90	南アフリカ	0800-99-5549
ロシア	8-800-301-8861	ルクセンブルク	8002-6045
無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国または地域から			(81) 50-3820-1301
日本国内から	無料電話		0120-08-1572
	無料電話がご利用にならない場合		018-888-9547

※各電話番号については最新のものを記載しておりますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがありますので、**電話がつかない場合は(81) 50-3820-1301**へコレクトコールをご利用しておかけください。

※ダイヤル直通の通話料は、お客様負担とさせていただきますのでご了承ください。（コレクトコールのご利用をお勧めいたします。）

※地域・電話機の種類（公衆電話、携帯電話等）・ホテルによっては、トールフリーダイヤルやコレクトコールが利用できない場合があります。トールフリーダイヤルやコレクトコールを利用できない場合の通話料、ホテル等から別途サービス料・手数料等の名目で請求された費用につきましては、お客様負担とさせていただきます。ご了承ください。

※番号は2023年9月現在のものです。

海外ホットラインご利用の際には、MUFGカードプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード会員であることおよび「氏名」、「年令」、「性別」、「カード番号および有効期限」をはっきりお伝えください。

本小冊子はご旅行の際に必ずお持ちください。

MUFG CARD

カード付帯保険のご案内

三菱UFJカード・
プラチナ・アメリカン・エクスプレス®・カード用

必ず一読のうえ、お手元に保管ください。
海外へご旅行の際は、本カードとともに本小冊子をご携帯ください。

三菱UFJニコス(株)を保険契約者とし、会員の皆様を被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。本小冊子は保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、緊急時に備えてご携帯ください。

■保険の内容について

本小冊子は、本カードに付帯される保険の概要を記載したものです。保険の内容は損害保険ジャパン(株)およびあいおいニッセイ同和損害保険(株)の保険約款によります。保険(補償)内容は予告なく変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

目次

①保険金額一覧	2
②補償内容の概要	3
③保険金の請求について	12
④海外ホットライン	14
⑤Q&A	15

■引受保険会社・事故時のご連絡先

	海外旅行傷害保険 国内旅行傷害保険 国内・海外渡航便遅延保険 ショッピング保険	犯罪被害傷害保険
引受保険会社 (幹事)	損害保険ジャパン株式会社	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社
事故時の 連絡先	損保ジャパンMUFGカード 事故受付デスク ☎0120-786-661	あいおいニッセイ同和 MUFGカード 事故受付デスク ☎0120-008-226
受付時間	24時間年中無休	9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始休)

■お問合せ先

カードに付帯されている保険の種類、補償額等概要に関して
MUFGカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス・カードデスク
24時間・年中無休で、お客様からのお問合せを承ります。

☎0120-773711または03-5489-3351

※お電話の際、お手元にMUFGカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード
をご用意ください。

各保険の詳細に関して

エステイ保険サービス株式会社(取扱代理店)

☎0120-515-455

受付時間/9:00~17:00(土・日・祝・年末年始休)

※海外からのご連絡先に関しては、巻末に記載しております。

OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED: MUFG CARD PLATINUM AMERICAN EXPRESS CARD MEMBER
POLICY PERIOD: Policy period shall commence upon leaving residence in Japan
for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end
of 90 days or upon return to the residence, whichever is sooner.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH OR INJURY RESIDUAL DISABILITY	¥50,000,000(※)
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥2,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥2,000,000
LIABILITY	¥30,000,000
BAGGAGE (DEDUCTIBLE: ¥3,000)	¥500,000
RESCUER'S EXPENSES	¥2,000,000

※The Company will pay an indemnity of up to 100,000,000 yen, subject to the condition that the eligible expense was paid prior to travel with the MUFG CARD PLATINUM AMERICAN EXPRESS CARD.

This is to certify that "OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are a MUFG CARD PLATINUM AMERICAN EXPRESS CARD MEMBER.

Sompo Japan Insurance, Inc.

①保険金額一覧

保険金額一覧

自動付帯

★補償期間…カード入会日以降にご出発される旅行で、自宅を出発してから帰宅するまで。ただし1回の旅行につき、日本を出国してからその日を含めて90日間限度。

補償内容	保険金額(限度額)	
	本会員・家族会員	家族特約対象者(注)
傷害による死亡・後遺障害	最高 5,000万円	最高 1,000万円
	利用条件※ 最高 1億円	
傷害による治療費用	200万円限度	
疾病による治療費用	200万円限度	
賠償責任	3,000万円限度	
携行品損害(免責3,000円)	1旅行につき50万円限度	
	年間 100万円限度	
救護者費用	200万円限度	

※日本出国前に「搭乗する公共交通乗用具」または「参加する募集型企画旅行」の費用を本カードでお支払いいただいた場合。

※詳細は3、4、5ページをご覧ください。

(2) 国内旅行傷害保険 自動付帯

補償内容	保険金額(本会員・家族会員・家族特約対象者(注))	
公共交通乗用具搭乗中の傷害	死亡・後遺障害	最高5,000万円 家族特約対象者は1,000万円
	入院	日額 5,000円
旅館ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害 宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害	手術	5,000円×(5倍、10倍)
	通院	日額 2,000円

※詳細は6、7ページをご覧ください。

(注) 家族特約対象者(事故発生時を基準とします)

- ・本会員の配偶者
- ・本会員の同居の両親(義親を含む)
- ・本会員の未婚の子

※家族特約は海外旅行傷害保険および国内旅行傷害保険に付帯しております。

※保険金請求の際は、公的証明書(写)などにより、上記に該当する家族であることを確認させていただきます。

(3) 国内・海外渡航便遅延保険 自動付帯

海外渡航便遅延保険は、海外旅行傷害保険の補償期間である場合のみ適用します。

補償内容	保険金額(本会員・家族会員)
乗継遅延費用保険金	2万円限度
出航遅延費用等保険金	1万円限度
寄託手荷物遅延費用保険金	1万円限度
寄託手荷物紛失費用保険金	2万円限度

※詳細は6、7ページをご覧ください。

(4) ショッピング保険(本カードにより支払われた場合のみ適用します)

★国内・海外の利用を問わず、本カードにて購入された商品が破損したり、盗難、火災などの損害を被った場合に補償いたします。

保険金額(本会員・家族会員)	補償期間	自己負担額
300万円(年間限度額)	購入日よりその日を含めて 90日間	1回の事故につき 3,000円

※詳細は8ページをご覧ください。

(5) 犯罪被害傷害保険 自動付帯

補償内容	保険金額(本会員・家族会員)
死亡・後遺障害	最高 1,000万円
入院	日額 7,500円
手術	7,500円×(10~40倍)
通院	日額 5,000円

※詳細は9、10ページをご覧ください。

② 補償内容の概要

■ 海外旅行傷害保険 (実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険普通保険約 詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス(1ページ) を含めて90日目の午後12時までを限度とします。また、「旅行期間」とは海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国の前日の午前0時から日本入国の翌日の午後12時までをいいます。 帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としませんので、あらかじめご了承ください。)

■ 海外旅行傷害保険 (実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険普通保険約 詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス(1ページ) を含めて90日目の午後12時までを限度とします。また、「旅行期間」とは海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国の前日の午前0時から日本入国の翌日の午後12時までをいいます。 帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としませんので、あらかじめご了承ください。)

重要	補償期間とは……海外旅行傷害保険が有効である「旅行期間」をい、日本を出発した日からその日 帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としませんので、あらかじめご了承ください。																					
担保項目	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">保険金額 (限度額)</th> </tr> <tr> <td>本会員・家族会員</td> <td>家族特約対象者※1</td> </tr> </table>	保険金額 (限度額)		本会員・家族会員	家族特約対象者※1	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">保険金をお支払いする場合</th> </tr> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td> 被保険者が補償期間中の偶然な事故によるケガがも として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死 亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みま す。)、または身体に後遺障害が生じた場合。 </td> </tr> <tr> <td>治療費用</td> <td> 被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがも として医師の治療を受けられた場合。 注 事故発生日からその日を含めて180日以内に 要した費用に限り。 </td> </tr> <tr> <td>治療費用</td> <td> 被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがも として医師の治療を受けられた場合。 ①海外旅行開始後に発病した病気がもとして補償期間終了後 72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 (ただし、補償期間終了後に発病した病気については、 原因が補償期間中に発生したものに限り。)</td> </tr> <tr> <td>治療費用</td> <td> ②補償期間中に感染した特定の感染症がもとして、補償 期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合。 注1 特定の感染症とは、コロナ、ペスト、天然痘、発疹チ ブス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性 呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コ ンゴ出血熱、マールブルグ病、コングジオイデス症、 デング熱、顎口虫(かっこうちゅう)、ウエストナイル 熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタ ウイルス感染症、高病原性インフルエンザ、ニパ ウイルス感染症、赤痢、タノメジニ酸、腸チフス、 リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内 に要した費用に限り。 </td> </tr> <tr> <td>治療費用</td> <td> 被保険者が、補償期間中の偶然な事故によりあやま って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして 損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 注 他人のものには、以下のものを含みます。 ・ レンタル業者より被保険者が直接借用した 旅行用品または生活用品。 ・ ホテルの客室および客室内の動産(セフ ティーボックスのキーおよびルームキーを 含みます。)</td> </tr> <tr> <td>治療費用</td> <td> 補償期間中に携行品(カメラ、カバン、衣類など)が盗難・ 破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 注 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身のた めの品をいいます。(旅行開始前にその旅行のために 他人から無償で借り、携行するものを含みます。) なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期 費、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、 登山用具、各種書籍、居住施設内(一戸建て住宅の 場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該 戸室内をいいます。)にあるもの、商品・業務用機器、 別送品など </td> </tr> <tr> <td>治療費用</td> <td> 被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとして、事故発生日からその 日を含めて180日以内に死亡された場合、または 3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含 めて30日以内に死亡された場合。または、3日以上 続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の 治療を開始した場合に限り。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により生死が確認できない場合(無事が 確認できた後に発生した費用は対象としません。) または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったこ とが警察等公的機関により確認された場合。 </td> </tr> </table>	保険金をお支払いする場合		死亡・後遺障害	被保険者が補償期間中の偶然な事故によるケガがも として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死 亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みま す。)、または身体に後遺障害が生じた場合。	治療費用	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがも として医師の治療を受けられた場合。 注 事故発生日からその日を含めて180日以内に 要した費用に限り。	治療費用	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがも として医師の治療を受けられた場合。 ①海外旅行開始後に発病した病気がもとして補償期間終了後 72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 (ただし、補償期間終了後に発病した病気については、 原因が補償期間中に発生したものに限り。)	治療費用	②補償期間中に感染した特定の感染症がもとして、補償 期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合。 注1 特定の感染症とは、コロナ、ペスト、天然痘、発疹チ ブス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性 呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コ ンゴ出血熱、マールブルグ病、コングジオイデス症、 デング熱、顎口虫(かっこうちゅう)、ウエストナイル 熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタ ウイルス感染症、高病原性インフルエンザ、ニパ ウイルス感染症、赤痢、タノメジニ酸、腸チフス、 リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内 に要した費用に限り。	治療費用	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によりあやま って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして 損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 注 他人のものには、以下のものを含みます。 ・ レンタル業者より被保険者が直接借用した 旅行用品または生活用品。 ・ ホテルの客室および客室内の動産(セフ ティーボックスのキーおよびルームキーを 含みます。)	治療費用	補償期間中に携行品(カメラ、カバン、衣類など)が盗難・ 破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 注 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身のた めの品をいいます。(旅行開始前にその旅行のために 他人から無償で借り、携行するものを含みます。) なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期 費、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、 登山用具、各種書籍、居住施設内(一戸建て住宅の 場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該 戸室内をいいます。)にあるもの、商品・業務用機器、 別送品など	治療費用	被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとして、事故発生日からその 日を含めて180日以内に死亡された場合、または 3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含 めて30日以内に死亡された場合。または、3日以上 続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の 治療を開始した場合に限り。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により生死が確認できない場合(無事が 確認できた後に発生した費用は対象としません。) または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったこ とが警察等公的機関により確認された場合。
保険金額 (限度額)																						
本会員・家族会員	家族特約対象者※1																					
保険金をお支払いする場合																						
死亡・後遺障害	被保険者が補償期間中の偶然な事故によるケガがも として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死 亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みま す。)、または身体に後遺障害が生じた場合。																					
治療費用	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがも として医師の治療を受けられた場合。 注 事故発生日からその日を含めて180日以内に 要した費用に限り。																					
治療費用	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがも として医師の治療を受けられた場合。 ①海外旅行開始後に発病した病気がもとして補償期間終了後 72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 (ただし、補償期間終了後に発病した病気については、 原因が補償期間中に発生したものに限り。)																					
治療費用	②補償期間中に感染した特定の感染症がもとして、補償 期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合。 注1 特定の感染症とは、コロナ、ペスト、天然痘、発疹チ ブス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性 呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コ ンゴ出血熱、マールブルグ病、コングジオイデス症、 デング熱、顎口虫(かっこうちゅう)、ウエストナイル 熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタ ウイルス感染症、高病原性インフルエンザ、ニパ ウイルス感染症、赤痢、タノメジニ酸、腸チフス、 リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内 に要した費用に限り。																					
治療費用	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によりあやま って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして 損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 注 他人のものには、以下のものを含みます。 ・ レンタル業者より被保険者が直接借用した 旅行用品または生活用品。 ・ ホテルの客室および客室内の動産(セフ ティーボックスのキーおよびルームキーを 含みます。)																					
治療費用	補償期間中に携行品(カメラ、カバン、衣類など)が盗難・ 破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 注 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身のた めの品をいいます。(旅行開始前にその旅行のために 他人から無償で借り、携行するものを含みます。) なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期 費、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、 登山用具、各種書籍、居住施設内(一戸建て住宅の 場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該 戸室内をいいます。)にあるもの、商品・業務用機器、 別送品など																					
治療費用	被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとして、事故発生日からその 日を含めて180日以内に死亡された場合、または 3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含 めて30日以内に死亡された場合。または、3日以上 続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の 治療を開始した場合に限り。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により生死が確認できない場合(無事が 確認できた後に発生した費用は対象としません。) または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったこ とが警察等公的機関により確認された場合。																					

お支払いする保険金

①死亡された場合………保険金額の100%をお支払いします。
 ②後遺障害が生じた場合………その程度に応じて、保険金額の4%~100%をお支払いします。
注 ①でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、 お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、②でお支払い する保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。

1回のケガ・病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で、社会通念上妥当な金額をそれ ぞれ保険金額を限度としてお支払いします。
 ①医師、病院に支払った診察・入院関係費用。(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の 指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。)
 ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。
 ③義手、義足の修理費。(傷害治療のみ)
 ④入院のために必要となった身の回り品購入費(5万円限度)、通信費。(1回の事故につき 合算して20万円限度)
 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。 (払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。)
 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。

注 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、 被保険者が直接支払うことが必要にならない部分、また海外においても同様の制度が ある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされな い部分についてはお支払いの対象としません。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。
- けんかや自殺、犯罪行為。
- 無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。
- 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ。
- 戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所 見のないもの。
- 旅行開始前、終了後に発生したケガ。
- 危険な運動(ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビ ング、ハングライダー搭乗など)中の事故。

- 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。
- けんかや自殺、犯罪行為。
- 戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所 見のないもの。
- 妊娠、出産、流産、これらに起因する病気。
- 歯科疾病。
- 旅行開始前に発病した病気(既往症)。
- ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山はん中の高山病。

- 被保険者の故意。
- 戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。
- 職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。
- 親族に対する賠償責任。
- 航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、 レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。)の所有・使用・管理に 起因する賠償責任。
- 預かっている物に関する賠償責任。(ただし、ホテルのルームキー、レンタル業 者から借用した旅行用品などは除きます。)

- 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。
- 差押え、破壊等の公権力の行使。(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検 査での錠の破壊を除きます。)
- 無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。
- 戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。
- 携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い。
- 携行品の置き忘れまたは紛失。
- 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。
- ウインドサーフィン・サーフィン・スキューバダイビングに関する用具の損害。
- 危険な運動(ビックル、アイゼンなどを使用する山岳登山はん、スカイダイビ ング、ハングライダー搭乗など)中のその運動固有の用具の損害。

損害額-3,000円(自己負担額)

被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な費用を保険期間を通 じて保険金額を限度としてお支払いします。
 ①捜索救助費用。
 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。
 ③救護者のホテルなど宿泊施設の客室料。(救護者1名につき14日分まで)
 ④救護者の渡航手続費、
 ⑤現地での諸雑費。
 ⑥現地からの移送費。
 ⑦遺体処理費用。(100万円限度)
 ⑧上記④から⑦の費用は右表の金額が限度とします。また、3日から6日までの入院の場合には、 ⑧の移送費用は支払われません。

②の交通費、③の客室費	④の諸経費等
3日~6日継続入院の場合	救護者1名分 5万円
7日以上継続入院の場合	救護者3名分 20万円

注 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治 療費用で支払われるべき金額は差し引きます。

- 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。
- けんかや自殺(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為。
- 戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所 見のないもの。
- 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院。
- 歯科疾病による入院。
- 無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院。

※1本会員の配偶者、本会員の同居の両親、本会員の未婚の子。
 ※2日本ご出国前に「搭乗する公共交通乗用具」または「参加する募集型企画旅行」の費用を本カードでお 支払いいただいた場合。

2 国内旅行傷害保険 (実際の保険金お支払いの可否は、傷害保険普通保険約款およびクレジットカード用国内旅行傷害保険特約ほか、損害保険ジャパン(株)所定の保険約款に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店エステイ保険サービス(1ページに記載)までお問い合わせください。)

担保項目	保険金額		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合		
	本会員・家族会員	家族特約対象者※1					
傷	死亡・後遺障害	最高 5,000万円	最高 1,000万円※1	①被保険者が日本国内を旅行中、公共交通乗用具※2に乗客として搭乗中*に偶然な事故によって傷害を被り、右記(1)~(5)に該当した場合。 *航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内にある間および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。 ②被保険者が日本国内を旅行中、旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・破裂・爆発事故によって傷害を被り、右記(1)~(5)に該当した場合。 ③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行※3に参加中に偶然な事故によって傷害を被り、右記(1)~(5)に該当した場合。	左記の①~③によりその傷害が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または後遺障害が生じた場合。 (1) 死亡された場合..... 5,000万円(被保険者の法定相続人にお支払いします。) (2) 後遺障害が生じた場合..... その程度に応じて、保険金額(5,000万円)の4%~100%をお支払いします。 注 (1)でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、(2)でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。 (3) 入院された場合..... 入院保険金日額×入院日数(事故発生日より180日限度) (4) 手術を受けた場合..... 入院中の手術の場合には入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金日額の5倍(1回の事故につき、1回の手術に限りします。) (5) 通院された場合..... 通院保険金日額×通院日数(事故発生日より180日以内で90日限度)	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺、犯罪行為 ・無免許、酒気帯び、麻薬等使用中の運転 ・脳疾患、心神喪失 ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ・危険な運動(ビルゲッター、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など)中の事故。 ・地震、噴火または津波 ・むちうち症または腰痛などの他者の発見のないもの	
		入院保険金 1日につき 5,000円					
	手術	手術保険金 5,000円×(5倍、10倍)					
	通院	通院保険金 1日につき 2,000円					

注
 入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合にお支払いの対象としません。
 ※1 本会員の配偶者。本会員の同居の両親。本会員の未婚の子。
 ※2 公共交通乗用具.....航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。
 ※3 募集型企画旅行.....平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

3 国内・海外渡航便遅延保険 (実際の保険金お支払いの可否は、クレジットカード用国内・海外旅行傷害保険に付帯される航空便遅延損害および寄託手荷物遅延・紛失損害補償特約に基づきます。)

補償項目(本会員・家族会員)	保険金額	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
乗継遅延費用保険金	2万円限度	搭乗した航空便の遅延により乗継する予定の航空便に搭乗することができず、遅延した航空便の実際の到着時刻から4時間以内で代替便を利用できなかった場合に、1回の遅延につき乗継遅延費用保険金額を限度として、ホテル等客室料および代替便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。	・被保険者、保険金受取人(これらの者の法定代理人を含みます)の故意、重過失または法令違反 ・地震、噴火または津波 ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ・海外渡航便遅延保険については、 ■海外旅行傷害保険の補償期間外に生じた事故 ・被保険者以外の者のために要する費用
出航遅延費用等保険金	1万円限度	搭乗予定の航空便について、出航遅延、航空便の欠航・運休または搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じたことにより、出航予定時刻から4時間以内で代替便を利用できなかった場合に、1回あたり出航遅延費用等保険金額を限度として、当該航空便またはその代替便が利用可能になるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。	
寄託手荷物遅延費用保険金	1万円限度	搭乗した航空便に預けた手荷物が航空便の到着後6時間以内に到着しなかった場合に、その手荷物が到着していないことを理由として、空港に到着してから48時間以内の旅行行程中において負担した衣類購入費用または生活必需品購入費用を、1回の遅延につき寄託手荷物遅延費用保険金額を限度としてお支払いします。	
寄託手荷物紛失費用保険金	2万円限度	搭乗した航空便に預けた手荷物が航空便の到着後48時間以内に到着しなかった場合は、その手荷物は紛失されたものとみなし、その手荷物が到着していないことを理由として、空港に到着してから96時間以内の旅行行程中において負担した衣類購入費用または生活必需品購入費用を、1回の紛失につき寄託手荷物紛失費用保険金額を限度としてお支払いします。 注 寄託手荷物遅延費用保険金としてお支払いする保険金を超える金額についてお支払いします。	

4 ショッピング保険のご説明 (実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン(株)所定の保険約款に基づきます。)

担保項目	保険金額	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
払戻金をお支払いする場合		被保険者(本会員・家族会員)が、本カードを利用して商品を購入し、購入日(配達等)による場合は受取日)よりその日を含めて90日以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然の事故により損害を被った場合。補償対象者は補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有している方。	
保お支払い内容		被保険者(本会員・家族会員)1名あたりの年間限度額を300万円とし、本カードのご利用額(修理が可能な場合は、損害品のカードご利用額を限度とした修理金額から、自己負担額3,000円(免責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 ※損害を補償する他の保険がある場合、他の保険で不足した損害額のみを対象とします。	
保険金をお支払いできない主な場合		次のような原因により生じた損害。 ①被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者(保険金受取人)の故意または重大な過失に起因する損害。 ②被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害。 ③補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害。 ④補償の対象となる商品のかきしに起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもちても発見し得なかったかきしによって生じた事故に起因する損害を除く。 ⑤加工(修理を除く。)を施した場合、加工着手後に生じた損害。修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。 ⑥戦争(宣戦の有無を問わず)その他の変乱に起因する損害。 ⑦差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。 ⑧核燃料物質(使用済燃料を含む。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。 ⑨電氣的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合はこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。 ⑩詐欺または横領に起因して生じた損害。 ⑪置き忘れ、紛失、置き忘れ後の盗難に起因する損害。 ⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。 ⑬台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。 ⑭補償の対象となる商品の受取前の損害および別送品。 ⑮会員規約違反により購入した物品の損害	
補償の対象とならない主な商品		①船舶(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、ジェットスキーおよびボートを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット ⑤稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの ⑥動物および植物 ⑦携帯電話・ポケットベル等の携帯型通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサ等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ⑧食料品 ⑨デジタルコンテンツ	

注 ギフトカードにて購入した物品は対象としません。

5 犯罪被害傷害保険

被保険者：本会員および家族会員

保険期間：カード入会日以降

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事）

担保項目	保 険 金 額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷	死亡・後遺障害 最高 1,000万円	被保険者が次のA～Cに掲げる事由のいずれかによってケガを被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。ただし、そのケガに関し、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が警察署等の公の機関に届け出た場合に限ります。 A 第三者の故意による加害行為 (注) 第三者とは被保険者以外の方をいいます。 B 心神喪失者または心神耗弱者である第三者による加害行為 (注) 心神喪失者とは、精神の障害によって、自己の行為の是非善悪を分別する能力を欠くか、またはその能力はあるがこれに従って行動する能力が無い者をいいます。 また、心神耗弱者とは、精神の障害によって、自己の行為の是非善悪を分別する能力、または分別に従って行動する能力の著しく低い者をいいます。 C ひき逃げ (注) ひき逃げとは、道路上における被保険者と自動車等（これらに積載されているものを含みます。）との衝突・接触等の交通事故で、当該事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な処置を行わず逃走し、加害者が当該事故の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます。	左記A～Cによるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に (1)亡くなられたとき…1,000万円 (2)後遺障害が生じたとき…その程度に応じて40万円～1,000万円 (3)入院されたとき…7,500円/日（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院が限度） (4)入院保険金を支払う場合で所定の手術(*)を受けられたとき…7,500円に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍または40倍）を乗じた額（ただし、1事故につき1回の手術が限度） *所定の手術にあたらぬ場合は、手術保険金のお支払い対象となりません。 [傷害手術保険金の支払条件変更（手術別表規定型）特約] セット (5)通院されたとき…5,000円/日（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ90日が限度）	①被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑧むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ⑩乗用車を用いて競技等をしている間 など
	入院	入院1日につき 7,500円 手術1回につき 7,500円×倍率 (10倍・20倍・40倍)		
害	通院	通院1日につき 5,000円		

(注1) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

(注2) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注3) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

(注4) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、合計して保険金額を通じ死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

*この保険契約の規定上、死亡保険金受取人は法定相続人に限ります。

上記内容は「第三者加害行為による傷害のみの補償特約付団体総合生活補償保険」の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は別途普通保険約款および特約に基づきます。

保険金請求に必要な書類（○=必要な書類 ※=保険会社所定の用紙）

必要書類	ご請求になる保険金の種類	死	亡	後遺障害	入院・手術	通 院	備 考
1. 保険金請求書 ※		○	○	○	○	○	必要事項をご記入の上、署名・捺印が必要です。
2. 公の機関の事故証明書（警察への届出は必ず必要です。）		○	○	○	○	○	事故の形態によって交通事故証明書・罹災証明書等をご提出ください。
3. 傷害状況報告書 ※		○	○	○	○	○	必要事項をご記入の上、署名・捺印が必要です。
4. 死亡診断書または死体検案書		○					医療機関にてお取り付けください。
5. 医師の診断書 ※				○	○	○	医療機関にてお取り付けください。
6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類					○	○	医療機関にてお取り付けください。
7. 同意書 ※							会員またはご家族の署名・捺印が必要です。
8. 死亡保険金受取人（法定相続人）の印鑑証明書		○					市区町村役所にてお取り付けください。
9. 会員の印鑑証明書					○	○	市区町村役所にてお取り付けください。
10. 会員の戸籍謄本		○					市区町村役所にてお取り付けください。
11. 法定相続人の戸籍謄本		○					市区町村役所にてお取り付けください。
12. 委任状 ※		○	○	○	○	○	会員以外の方が保険金を請求・受領される場合に必要です。
13. その他		○	○	○	○	○	必要に応じて都度ご案内いたします。

*保険金請求金額が少額の場合は「医療機関備え付けの診断書」または「治療申告書※」のご提出でも差し支えない場合がございます。

【事故時の連絡先】

あいおいニッセイ同和MUFGカード事故受付デスク

☎0120-008-226（9:00～17:00 土・日・祝・年末年始休）

*本補償は海外ホットラインの取扱対象外としております。

他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

※海外旅行傷害保険の場合（他の付帯保険については取扱代理店エステイ保険サービスへご照会ください。）

本カードと他クレジットカードをあわせてお持ちの場合^(注)

①死亡・後遺障害保険金
他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。

②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

MUFGカードのみを複数お持ちの場合^(注)

①死亡・後遺障害保険金
個人カードを一人で複数枚お持ちの場合でも、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額は合算せず、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。

②その他の保険金
複数枚のブランド（アメリカン・エクスプレス[®]、JCB、Visa、Mastercard。 ※）をお持ちの場合は、合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）
※Visa、Mastercard[®]を両方お持ちの場合は、適用する保険金額は1枚分とします。

^(注) 当社、他クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合

①死亡・後遺障害保険金
原則として合算金額とします。（ただし、当社所定の一部の法人・コーポレートカードについては合算の対象外とする場合があります。詳しくは1ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。）

②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

①死亡・後遺障害保険金
本付帯保険の保険金額（クレジットカード複数保有の場合、上記ご参照）と、任意加入保険の保険金額を合算します。

②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

海外・国内旅行傷害保険における保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合、以下の方々を代理請求人とすることができます。代理請求人となりうるのはその旨をあらかじめお伝えください。
・被保険者の配偶者
・配偶者がいないときは3親等以内の親族

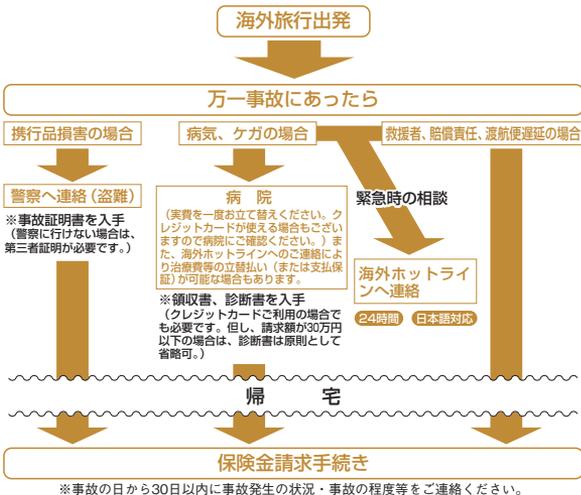
死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。受取人の指定はできません。

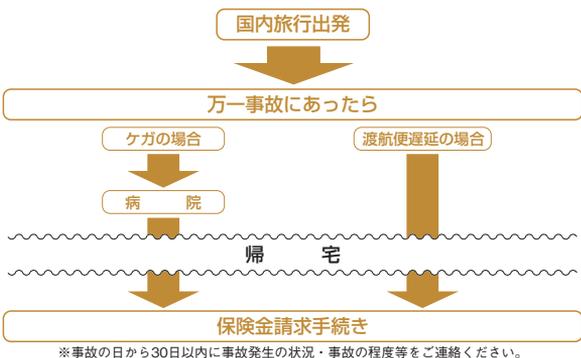
③ 保険金の請求について

（犯罪被害傷害保険の詳細はP.9、10をご覧ください）

■ 海外旅行出発から保険金請求までの流れ



■ 国内旅行出発から保険金請求までの流れ



■ ショッピング保険保険金請求までの流れ

※購入日からその日を含めて90日以内に商品の破損・盗難・火災などの損害を被った場合は、事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

【事故時の連絡先】

● 損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク

☎ 0120-786-661

（24時間年中無休）

4 保険金請求に必要な書類

(1) 海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険・国内・海外渡航便遅延保険

必要書類	事故形態	海外での事故						日本国内での事故					
		治療費用 傷害疾病	携行品 損害	死 亡 傷害	後遺障 害 傷害	救 援 者 費 用 等	賠償 責任 対人	渡 航 便 遅 延 対物	死 亡 傷害	後遺障 害 傷害	入 院 傷害	通 院 傷害	渡 航 便 遅 延
保険金請求書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パスポート(コピー)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現地でご手配 いただいた書類	医師の診断書	○								○			
	治療費の明細書 および領収書 死亡診断書または死体 検査書(死亡地のもの)	○											
事故証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支出を 証明する書類 (示談書、領収書、 損害額(修理費等) を証明する書類)		○											○
損害品明細書		○											
損害額を証明する書類		○											
戸籍謄本				○			○						
委任状				○									
後遺障害診断書					○								
損害状況を示す写真		○											
売上伝票(お客様控)		○											○

(2) ショッピング保険

必要書類	盗難事故	火災事故	破損事故	その他事故
保険金請求書	○		○	○
罹災証明書または盗難届(注1)	○	○	(注2)	(注2)
修理見積書または領収書	○	○	○	○
売上伝票(お客様控)	○	○	○	○
損害品の写真	○	○	○	○

- (注1) 受理番号をご確認ください。
 (注2) 全損の場合は原則現物をご提示頂きます。
 破損・その他事故の場合は第三者からの事故証明をいただく事があります。

注

- ※○印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
 (例、空港でスーツケースをうけとった際に破損があった場合は、航空会社の証明をお取りください。)
- ※海外治療費用について、請求額が30万円以下の場合、診断書は原則として省略可。
- ※入院・通院保険金について、請求額が30万円以下の場合、診断書は原則として省略可。
- ※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。
 (ただし、海外旅行保険のご請求で損害保険ジャパン㈱に提出用の診断書の発行手数料はお客様自らの対象ですので、診断書原本をご提出ください。)
- ※盗難事故の場合、警察へ連絡し事故証明書が必要で、警察に行けない場合は、第三者証明が必要で。
- ※海外旅行において、自動化ゲートをご利用されたためパスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表等が必要で。
- ※航空便遅延・手荷物遅延についての事故証明書は、航空会社または第三者の遅延証明書。
- ※写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金支払い対象外です。
- ※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

④海外ホットラインについて

本カードに付帯されている海外旅行傷害保険は、次のような場合、海外ホットラインが無料でご利用いただけます。

こんなサービスをご提供します。

海外ホットライン	<ul style="list-style-type: none"> 海外でケガ・病気になったときの病院の紹介、医師の派遣等(下記参照) 現地で保険金を請求するときの手続の案内および保険会社への取次 帰国後保険金を請求するための手続の案内 保険事故解決のための手続の案内
----------	---

※本サービスは、保険対象の事故の場合にご利用いただけます。

救急医療サービス内容

海外ホットラインの救護またはアドバイスをおカードに付帯している保険金額を限度にご負担なしで受けることができます。ご連絡をいただき次第、現地の医師と連絡をとりつづ、適切な治療を受けられるよう可能な限りの措置を講じます。なお、容態に応じて次のような措置を講じますが、どのような措置をとるかについては、本サービスの医療チームが判断させていただきます。

病院への移送	最寄りの病院へ入院する必要がある場合や、現在入院中の病院からより設備の整った病院や専門医のいる病院へ転送する必要があると判断される場合には、容態に応じて次のような方法により移送します。 <ul style="list-style-type: none"> ●鉄道(寝台車を含む) ●救急車 ●定期航空機 ●医療設備付小型飛行機 なお、移送の決定、移送手段・移送先の選定および移送手続きについては、本サービスの医療チームが判断・手配させていただきます。
医師の派遣	必要に応じて現地に医師を派遣します。
立替払い 支払保証	治療費、輸送費等の立替払い(または支払保証)が可能な場合もあります。
自宅への移送	必要に応じて自宅に移送するための手配を行います。
救護者のサポート	下記のような場合に、救護者の渡航手続等のサポートを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●海外旅行中の事故により、 <ol style="list-style-type: none"> ① 遺難(行方不明を含む)した場合 ② 事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または3日以上継続入院した場合 ③ 病气により死亡した場合 ④ 病气にかかり、医師の治療を受け補償期間終了日から30日以内に死亡した場合、または、3日以上継続入院した場合

※家族特約対象者の方は本サービスをご利用できません。

国際コレクトコール(料金受信人払い)のかけ方(英語による会話例)

海外ホットラインデスクに連絡するためコレクトコールを利用する場合、下記を参考におかけください。

(例)ローマ→海外ホットライン

国際電話局オペレータを呼び出した後、以下のようにお話しください。

オペレーター オーバーシーズ オペレーター
Overseas operator. (国際電話局です。)

あなた アイド ライク トゥ メイク コレクトコール トゥ ジャパン
I'd like to make a collect call to Japan.
ザ ナンバー イズ ファイブゼロ スリーエイトツーゼロ ワンスリーゼロワン
The number is 50-3820-1301.

ディス イズ ミスターカトー フォー ローマ
This is Mr.Kato at Rome (あなたの電話番号).
(日本へコレクトコールをかけたいんですが。番号は50-3820-1301番です。こちらはローマ(あなたの電話番号)の加藤です。)

オペレーター オーライ ウィル コール ユーバック $\left. \begin{array}{l} \text{ハンクアップ} \\ \text{Hang up} \end{array} \right\}$ アンド ウェイト プリーズ
All right. We'll call you back. $\left. \begin{array}{l} \text{ホールドオン} \\ \text{Hold on} \end{array} \right\}$ and wait, please.

(承知しました。お呼びいたしますから $\left. \begin{array}{l} \text{お切りになって} \\ \text{お持ちください。} \end{array} \right\}$ 切らずにそのまま)

あなた サンキュー
Thank you.

オペレーター サンキュー フォー ウェイティング/イゼア オンザライン/ユーアヘッド プリーズ
Thank you for waiting. They are on the line. Go ahead, please.
(お待たせしました。お出になりました。どうぞお話しください。)

サービスデスク はい、損保ジャパン海外ホットラインです。

⑤ Q&A

よくあるご質問にお答えします！

海外旅行傷害保険…**海** 国内旅行傷害保険…**国** ショッピング保険…**S**
国内・海外渡航便遅延保険…**海** 犯罪被害傷害保険…**被**

Q1 **海** 海外旅行だけでなく、海外留学や海外出張の場合でも補償されますか？

A1 補償します。

Q2 **海** 海外滞在中に本カードを申込みした場合、保険はつきますか？

A2 つきません。海外旅行ご出発の時点で本カード会員の会員資格が必要です。次回日本をご出発の海外旅行から保険を適用します。

海 **国** **渡**

Q3 **S** **被** 家族会員（カード保有者）も保険の対象ですか？

A3 対象です。本会員と同じ内容の保険を付帯しております。

Q4 **海** 虫歯で治療にかかった場合の費用は保険の対象ですか？

A4 歯科疾病（虫歯・歯槽膿漏など）の治療費は対象としません。ただし、転んで歯を折るなど、偶然な事故が原因での治療（義歯の修理は対象外）では対象とする場合もあります。

Q5 **被** 犯罪被害の事故が発生した場合にはどうすればよいですか？

A5 警察署への届出が必要です。保険金の請求には第三者の加害行為による事故の場合は「被害届の受理番号」ひき逃げによる事故の場合は「交通事故証明書」が必要です。詳細はあいおいニッセイ同和MUFJカード事故受付デスクへご連絡してください。

海 **国**

Q6 **渡** **被** 旅行代金を本カードで支払わなければ保険が付かないのですか？

A6 カードのご利用の有無にかかわらず補償します。

Q7 **海** **S** 宅配で荷物やお土産などを送付した場合の、その間の盗難や破損は保険の対象ですか？

A7 別送品の損害は対象としません。

Q8 **国** 国内旅行において、ホテル宿泊中に階段から転落してケガをした場合は、補償されますか？

A8 募集型企画旅行参加中の事故であれば対象です。（個人でホテルに宿泊中の事故に対する補償は、火災、破裂、爆発が原因によるケガに限られるため、対象外です。）

Q9 **海** **S** 本カードで購入した商品が、他の海外旅行保険などでも補償されている場合には、双方から保険金を受け取れますか？

A9 双方から受け取ることはできません。実際の損害額を上限に支払います。

Q10 **S** レンタル代金を本カードで支払った場合には、保険の対象ですか？

A10 対象としません。商品を本カードで購入した時のみ保険の対象とします。

Q11 **S** 本カードで購入した商品について、贈り物として他人にあげた場合、あるいは他人に貸している間に破損してしまった場合には補償されますか？

A11 本カードで購入した商品に対し補償するため、対象とします。

Q12 **渡** 国内・海外渡航便遅延保険の付帯条件について教えてください。

A12 国内・海外渡航便遅延保険は、カード利用の有無にかかわらず補償します。

Q13 **渡** 国内・海外渡航便遅延保険は、本カードを持っていない家族が対象ですか？

A13 本カードをお持ちの本会員、家族会員の方のみ対象とします。

メモ

このカードは、アメリカン・エクスプレスのライセンスにもとづき三菱UFJニコス株式会社が発行・運営しております。

「アメリカン・エクスプレス」はアメリカン・エクスプレスの登録商標です。

※本小冊子に記載している内容は2023年9月現在の情報です。